



地球上すべての人びとに平和に生きる権利を

9条地球憲章の会 第51回公開研究会

中央大学名誉教授

植野 妙実子さんの講演

立憲主義の空洞化

— 権力の横暴が人びとの生活を危うくする —



植野 妙実子 (うへの まみこ)

★プロフィール

中央大学名誉教授・中央大学学員会副会長・評議員。東京都出身、中央大学法学部法律学科卒業後、中央大学大学院法学研究科博士前期課程修了、博士後期課程満期退学。法学博士（フランス：エクス・マルセイユ大学） 専攻：憲法 フランス公法

★主な著書

単著：『権力の自律・協働・統制』中央大学出版部 2025 年、『男女平等原則の普遍性』中央大学出版部 2021 年、『基本に学ぶ憲法』日本評論社 2019 年、『フランスにおける憲法裁判』中央大学出版部 2015 年、『Justice, Constitution et droits fondamentaux au Japon』LGDJ 2010 年、『憲法 24 条 今、家族のあり方を考える』明石書店 2005 年、『憲法の基本—人権・平和・男女共生』学陽書房 2000 年
編著：『法・制度・権利の今日の変容』中央大学出版部 2013 年、『フランス憲法と統治構造』中央大学出版部 2011 年、『21 世紀の女性政策』中央大学出版部 2011 年

2026 年

8月24日(月) 午後6時30分～8時30分

オンライン ZOOM による開催

参加費：1000 円

参加申込みは、次の URL か、右の QR コードよりお願いします。

<https://forms.gle/GCEiX89dXFLqbA1J7>



講演骨子

立憲主義とは、憲法に基づいて政治を行う制度をさす。今日では憲法とは、人権保障と権力分立を含むと理解されている。専横な権力の下では人々の自由な権利行使はままならないからである。さらに憲法は最高法規であり、憲法を受けて、法律、そして命令・規則がある。憲法が最高法規であることは日本国憲法第 10 章も明確化している。

また日本国憲法は三原則、永久平和主義、人権保障、国民主権を基本原理としている。その中でも人権保障は重要で、永久平和主義はその前提として大切なもの、国民主権は人権保障の手段として大切なもの、といえる。

しかし権力分立に関して三権分立（立法権、行政権、司法権）の規定はあるものの、他方で議院内閣制をとっており、議会の多数派から内閣が構成されることから、議会に圧倒的多数が存在すれば、立法権から行政権へのコントロール（統制）は効きにくいという実情がある。

今のように圧倒的に衆議院において自民党が強いという状況においては、国会からの内閣への統制はうまく働かない。そこでやりたい放題のような内閣＝政府の状態が生まれる。現状は権力の横暴が平和と人権を危険にさらしている状態、といえる。雑な審議で重要な法律や政策を決め、人々の生活を不安に陥れている。

この現状を見極め、「自分たちで決める政治」の重要性を再認識し、どのような方策があるか考えてみたい。

連絡先 9条地球憲章の会事務局 9.globalpeace@gmail.com

HP <https://www.9peacecharter.org/>

FB <https://www.facebook.com/9peacecharter/>